

政令第三百四十二号

統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項第四欄第六号中「総務省令」を「総務省令・経済産業省令」に改め、同表備考第三号中「及び第六号」を削る。

別表第二の二の項上欄中「、事業所の形態別等」を削り、同項下欄第一号中「及び世帯」を削る。

附 則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、別表第二の二の項上欄の改正規定は、令和四年一月一日から施行する。

## 理由

経済構造統計の調査方法並びに小売物価統計の目的及び調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。